

羽島市 くらし応援商品券事業について

-店舗様向け資料-

- **本日の流れ**
- **商品券概要について**
- **全体スケジュール**
- **換金作業について（専用サイトへのログイン）**
- **よくあるお問い合わせ**
- **質疑応答**

▶配布件数

- ・配布対象世帯数：約28,500世帯
 - ・配布対象人数：約67,000人
 - ・商品券セット数：約67,000セット
- 市民1人あたり4,000円分の商品券が配布されます。
(1セット1,000円券×4枚)

▶商品券利用期間（利用者）

令和8年7月1日から令和8年**12月31日**まで

▶商品券取扱店の第1次募集締切

令和8年5月20日まで

上記の期間に申請を受け取扱店になった店舗は、住民への商品券配布時に同封の取扱店一覧に記載されます。

上記の期間を過ぎても申請は可能ですが、取扱店一覧には記載されません。

※羽島市HPで更新されます

▶商品券の換金申請期間

令和8年7月1日（商品券利用開始日）から令和9年**1月29日**まで

一般的な商品券との違い

羽島市暮らし応援商品券には**二次元コード**
(QRコード)がついています。

加盟店のスマートフォン等で二次元コードを読み込んで換金処理を行います。

過去のプレミアム商品券とは別の商品券事業となりますのでご注意ください。



※商品券はイメージです。本物と違うのでご注意ください。



【一般的な商品券】

- 請求書作成が必要
- 使用済み商品券を事務局へ持ち込み
- 混んでいる時は待つ必要がある



【今回の商品券】

- 請求書作成不要
- 手数料不要
- 加盟店専用サイトから金額の入力と**二次元コード読み込み**で換金処理が完了
- 事務局へ商品券**持ち込み不要**
- 使用済み商品券は令和9年1月まで店舗で保管し、それ以降に破棄していただく

皆さんのお困りごとへの対応を目的とした臨時のオンライン窓口を市役所に設置します。



【オンライン窓口端末の設置場所】

- 羽島市役所 2階 商工観光課

【オンライン窓口対応時間】

平日 8:45～16:45

(7月1日～1月29日まで)

※オンライン窓口端末の画面越しにオペレーターがご案内します。

店舗様向け

説明会

5/7・5/11

対象店舗様向け

スターターキット発送

6月中旬～

商品券発送

6月中旬～8月下旬
(予定)

商品券利用開始

利用期間
7/1～12/31

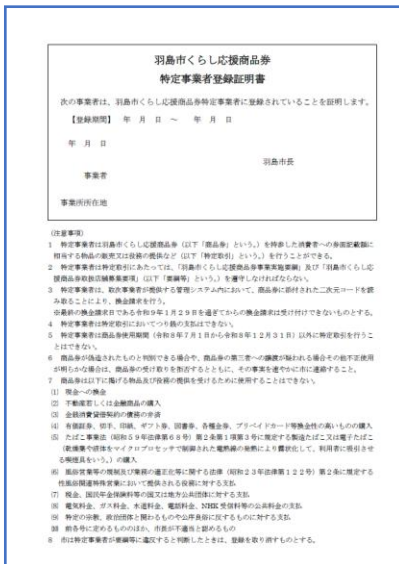
換金申請期間

7/1～1/29

店舗様向け送付物 サンプル



レターパック



登録証明書



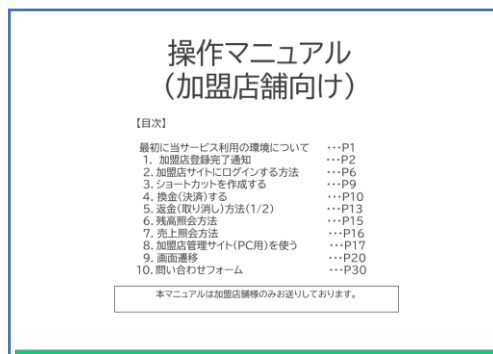
ポスター

※こちらはサンプルとなります



ステッカー

※こちらはサンプルとなります



換金マニュアル

※こちらはサンプルとなります

支払日 (市から取戻金へ)	換金申請/切日 (加盟店の作業)
8/21 (金)	7/31 (金)
9/18 (金)	8/31 (月)
10/23 (金)	9/30 (水)
11/20 (金)	10/30 (金)
12/25 (金)	11/30 (月)
1/22 (金)	12/28 (月)
2/19 (金)	1/29 (金)

換金・支払日一覧表

別途資料をご参照ください

振込スケジュール

支払日 (市から取扱店へ)	換金申請〆切日 (取扱店の作業)
8/21 (金)	7/31 (金)
9/18 (金)	8/31 (月)
10/23 (金)	9/30 (水)
11/20 (金)	10/30 (金)
12/25 (金)	11/30 (月)
1/22 (金)	12/28 (月)
2/19 (金)	1/29 (金)

※換金申請の最終〆切日は1月29日 (金) まで

※羽島市の会計手続き上、申請から支払いまでに期間を要しますので、あらかじめご了承ください。

Q.店舗向けに送られてくるものは何か

登録証明書、ポスター、ステッカー、換金マニュアル、換金・支払日一覧表を送付させていただきます。

Q.専用サイトにログインできない

ログインを複数回失敗した場合には一定時間アカウントにロックがかかりログインできなくなります。

アカウントがロックした場合は時間をおいてから再度ログインをお願いします。別途マニュアルも送付させていただきます。

Q.パスワードを忘れてしまった

ログイン画面に「パスワードを忘れた方」という表示があるので【クリック】

→【加盟店コード】を送ると再設定のメールが送られます（※加盟店コードは登録時のメールに記載あり）

Q.商品券が使用できないものはありますか

- (1) 現金への換金
- (2) 不動産若しくは金融商品の購入
- (3) 金銭消費貸借契約の債務の弁済
- (4) 有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等、換金性の高いものの購入
- (5) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ又は電子たばこの購入
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務に対する支払
- (7) 税金、国民年金保険料等の国又は地方公共団体に対する支払
- (8) 電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、NHK受信料等の公共料金の支払
- (9) 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するものに対する支払
- (10) 前各号に定めるもののほか、市長が不相当と認めるもの

Q.商品券のQR読み取り作業を行わないといけないのか

ORコード読み取り作業は必要です。QRコード読み取りは即時ではなく、閉店作業時などでも対応可能です。

Q.商品券を利用した方が後日返品された場合は、返品対応可能か

返品については、受付不可となります。店舗側に不備があり返品対応が必要な場合は現金でお返ししてください。

羽島市くらし応援商品券の取扱店舗への登録を希望される方は、本日配布している「取扱店舗募集要項」をご確認のうえ、5/11に市ホームページにアップする予定の申請フォームより申請をお願いいたします。

5/20までに申請を受け、取扱店になった店舗様は、住民への商品券配布時に同封の取扱店一覧に記載されますので、是非、お早めにお申込み下さいますようお願いいたします。

上記の期間を過ぎても申請は可能ですが、取扱店一覧には記載されません。
※羽島市HPで更新されます

本日はご参加いただきありがとうございました。

羽島市暮らし応援商品券コールセンター
2026/6/1～2027/1/31

☎0800-808-0793

8:30～20:00まで（土日祝を含む）

<https://www.city.hashima.lg.jp/6796.html>

